

平成19年度さいたま市浦和東部第一特定土地区画整理事業
特 別 会 計 予 算

平成19年度さいたま市浦和東部第一特定土地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,886,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成19年2月8日提出

さいたま市長 相 川 宗 一

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
2 国庫支出金		280,500
	1 国庫補助金	280,500
3 繰入金		340,697
	1 一般会計繰入金	340,697
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 雑入	1
6 市債		1,264,800
	1 市債	1,264,800
歳入合計		1,886,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事業費		1,747,758
	1 事業費	1,747,758
2 公債費		137,975
	1 公債費	137,975
3 予備費		267
	1 予備費	267
合 計		1,886,000
歳 出		1,886,000

第2表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
浦和東部第一特定 土地区画整理事業	1,264,800	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金についてはその 融資条件により、銀行そ 他の場合にはその債権 者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合に より据置期間及び償還期 間を短縮し、もしくは繰 上償還又は低利に借換え することができる。